

御殿場総合サービス株式会社 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年8月1日～令和4年7月31日までの3年間

2. 内容

目標1：労働基準法に基づく産前産後休業、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育児中の社会保険料免除制度等の周知を徹底する。

<対策>

- 令和元年8月以降 各所属長（管理職）が出席する所属長会議において、所属長に制度の周知を徹底する。

目標2：育児参加者（育児休業を取得するまたは取得した従業員）が復帰しやすい職場づくりを推進する。
育児参加者の「仕事」と「家庭」の両立を支援する職場づくりのため、各所属長（管理職）に対して育児参加者への理解を深め、相互扶助の精神を持つ職場づくりを推進する。

<対策>

- 令和元年8月以降 各所属長（管理職）が出席する所属長会議において、育児参加者を支援する職場づくりを推進するための情報交換・情報共有を行う。